

伊丹市障害者地域活動支援センター事業実施要綱（平成30年4月制定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、伊丹市地域生活支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）第2条第1項第4号に規定する伊丹市障害者地域活動支援センター事業（以下「事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施方法）

第2条 事業は、社会福祉法人、一般財団法人、一般社団法人、医療法人、その他の法人で、市長の指定登録を受けた者（以下「事業者」という。）が実施するものとする。

（利用対象者）

第3条 事業の対象者は、実施要綱第4条に規定する者のうち次の各号に掲げるものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳の交付を受けたもの
- (2) 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害者で兵庫県療育手帳制度要綱に基づき療育手帳の交付を受けたもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって、法施行令第1条に規定するものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者（以下「難病患者等」という。）であって18歳以上であるもの
- (5) その他市長が特に必要と認める者

（事業の内容）

第4条 この事業は、基礎的事業及び機能強化事業により実施する。

2 基礎的事業とは、地域の実情に応じ、創意的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の地域生活の支援を図るものとす。

3 機能強化事業とは、前項に規定する基礎的事業の機能を充実強化を図るため同事業にあわせて行うもので、次の各号に掲げるものをとす。

- (1) 地域活動支援センターI型 専門職員（精神保健福祉士等）を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティア育成、障害に対する理解促進を図るための普及啓発等の事業。なお、相談支援事業を併せて実施又は受託を受けていることを要件とする。
- (2) 地域活動支援センターII型 地域において雇用・就労が困難な在宅障害者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する事業。
- (3) 地域活動支援センターIII型 地域の障害者のための援護対策として地域の障害者団体等が実施する通所による援護事業の実績を概ね5年以上有し、安定的な運

営が図られている事業

(事業の要件)

第5条 事業者は、基礎的事業及び機能強化事業の実施にあたり、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 基礎的事業

ア 適切な作業訓練及び指導を行う能力を有する職員2名以上配置し、うち1名を専任とすること。

イ 1日当たりの実利用人員を概ね10名以上とすること。

ウ 原則として、週5日以上、1日6時間以上開設していること。

(2) 地域活動支援センターI型

ア 前号に規定する職員のほか、職員1名以上を配置し、うち2名以上を常勤とすること。

イ 1日当たりの実利用人員を概ね20名以上とすること。

(3) 地域活動支援センターII型

ア 第1号に規定する職員のほか、職員1名以上を配置し、うち1名以上を常勤とすること。

イ 1日当たりの実利用人員を概ね10名以上とすること。

(4) 地域活動支援センターIII型

ア 第1号に規定する職員のうち1名以上を常勤とすること。

イ 1日当たりの実利用人員を概ね10名以上とすること。

2 事業の実施にあたっては、事業者は、利用者の保健衛生及び安全の確保に特に留意するものとする。

(指定事業者の登録)

第6条 市内において第2条に掲げる事業を運営するため指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業指定登録申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 申請者の定款

(2) 従業者の勤務体系及び勤務形態一覧表

(3) 利用者名簿及び利用形態一覧表

(4) 事業を実施する施設の平面図

(5) 事業に必要な備品等の配置

(6) 非常災害体制

(7) 利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

(8) 運営規定及び事業収支計画書

(9) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による書類の提出があったときは、申請者の事業実施能力及び

施設の内容を十分審査して、指定することが適當と認める場合、伊丹市障害者地域活動支援センター事業指定登録通知書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 他市町村において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第1項第9号に規定する地域活動支援センターとして指定又はこれに相当する承認を受けた者は、前項の規定による指定登録を受けた者とみなし、次条以下の規定を適用する。

（指定内容の変更等）

第7条 前条第2項の指定登録を受けたもの（以下「指定事業者」という。）が、同条第1項の規定に関する書類の記載内容を変更、若しくは事業を廃止しようとするときは伊丹市障害者地域活動支援センター事業内容変更（廃止）申出書（様式第3号）を市長に提出し、伊丹市障害者地域活動支援センター事業内容変更（廃止）承認書（様式第4号）により、市長の承認を受けなければならない。

（指定の取消し）

第8条 市長は、指定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第175号）又はこの要綱に適合しなくなったとき
- (2) 不正又は虚偽の申請により指定を受けたとき。
- (3) 必要な調査の要求に応じなかったとき。

（指定事業者の責務）

第9条 指定事業者は、支援の開始に際して、あらかじめ利用者等に対し、利用者の利用の選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、この利用の開始について利用者の同意を得て、利用に関する契約を締結するものとする。

（申請及び決定）

第10条 事業の利用をしようとする者（以下「利用者等」という。）は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合は、その必要性を検討し、速やかに利用の可否を決定し、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用決定（却下）通知書（様式第6号）により利用者等に通知するものとする。

（指定事業者への依頼）

第11条 市長は、前条の規定により利用を決定した場合は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用依頼書（様式第7号）により、指定事業者に通知するものとする。

（利用取消）

第12条 市長は、第10条の規定により決定された利用者等が次に掲げる場合において

て、この利用決定を取り消すことができる。

- (1) 利用決定に係る利用者等が、この事業を利用する必要がなくなったと市長が認めるとき。
- (2) 利用決定した障害者等が、本市に住所を有しなくなったとき。
- (3) 利用者等が利用の要否に係る調査に応じないとき。
- (4) 利用者等が利用に関し虚偽の申請をした等不正の行為により補助金等の交付を受けたとき。

2 市長は、前項の規定により利用を取り消した場合は、伊丹市障害者地域活動支援センター事業利用決定取消通知書（様式第8号）により通知するものとする。

（事業費の補助）

第13条 市長は、指定事業者が事業を実施したときには、別に定める伊丹市障害者地域活動支援センター事業補助金交付要綱に基づき、事業費を補助するものとする。

（個人情報の保護等）

第14条 指定事業者およびその職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らしてはならない。

（細則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

付 則

（施行期日）

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行日において、改正前の伊丹市地域支援事業実施要綱（平成18年10月1日制定）の別記3の規定により指定事業者として指定登録を受けていた者は、この要綱の施行日に、第6条の指定事業者の登録があつたものとみなす。

付 則

（施行期日）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。